

川崎市地図及び空中写真複製頒布仕様書

令和8年1月

川 崎 市

第1章 総則

(業務内容)

- 1-1 川崎市（以下「市」という。）が作成した地図（都市計画基本図及び旧地形図）及び空中写真（以下「地図等」という。）を一般の利用に供するため、市と複製頒布に関する協定を締結した者（以下「代行者」という。）が、市が貸与する地図等を複製し、一般に頒布するものである。
- 1-2 頒布は、次のとおりとする。
- (1) 地図 出力図
- (2) 空中写真 出力印画
- (作業規程等との関係)
- 1-3 この仕様書は、地図等の標準の取り扱いを定め、地図等の円滑な頒布に資することを目的とする。
- 1-4 この仕様書に定めるものの他は、必要に応じて国土交通省国土地理院の「空中写真複製作業規程」を準用する。

第2章 出力図

(使用材料)

- 2-1 出力図に使用する材料は、中厚手の上質紙で寸法は次のとおりとする。

都市計画基本図	A0判 (841 mm × 1,189mm)
旧地形図	A2判 (420 mm × 594 mm)

(出力図の区画単位)

- 2-2 出力図の区画単位は、次のとおりとする。
- (1) 旧地形図のうち作成年が昭和36年以降の地図及び都市計画基本図は、国土基本図図郭（1区画は2.0km×1.5km）とする。
- (2) 旧地形図のうち作成年が昭和17年から昭和34年の地図は、図郭図によるものとする。

(複製精度)

- 2-3 地図（都市計画基本図及び旧地形図）の出力図の複製精度は、必要な画線濃度を持って忠実に再現し、複写ムラ・ボケ・画線のカブリ等がないものとする。

(精度管理)

- 2-4 出力図の社内での精度管理は、別紙1により行うものとする。

第3章 出力印画

(使用材料)

- 3-1 出力印画に使用する材料は、大日本印刷社製DNPCPF D-GNまたは、これと同等以上の性能を有するものとする。

(種類及びサイズ)

3-2 出力印画の種類及びサイズは、次のとおりとする。

種類		規格 (サイズ)
1倍出力印画	標準	23cm×23cm相当
	ラージ	28cm×34cm以上
2倍出力印画	標準	46cm×46cm相当
	ラージ	56cm×68cm以上
3倍出力印画	標準	69cm×69cm相当
	ラージ	84cm×102cm以上
4倍出力印画	標準	92cm×92cm相当
	ラージ	112cm×136cm以上
部分出力印画		23cm×23cm
		46cm×46cm
		69cm×69cm
		92cm×92cm

(複製精度)

3-3 出力印画の複製精度は、均一な調子・色調を持ち、画像描写が明瞭で変色、汚染、焼ボケなどないものとする。

(精度管理)

3-4 印画出力社内での精度管理は、別紙2により行うものとする。

(作業規程)

3-5 この複製作業においては、国土交通省国土地理院の「空中写真複製作業規程」を準用する。

第4章 地図等データの取り扱い

(地図等データの取り扱い及び利用機器)

4-1 地図等のデータ（以下「データ等」という。）を市から代行者に貸与する。

4-2 データ等は市が協定期間に限り貸与するものとし、代行者はこれを施錠できる事務室に保管・管理しなければならない。なお、データ等はハードディスクに格納して貸与する。

4-3 利用するパソコン及び出力装置（大型プリンタ等）は、代行者が用意すること。なお、パソコン及び出力装置の消耗品（印刷用紙を含む。）についても、代行者が用意しなければならない。

4-4 市との協定期間が満了した場合（協定期間を延長した場合を除く）には、遅滞なくデータ等を返還すること。

4-5 障害が発生した場合には、データ等に起因する障害及び市が貸与した機器の不具

合については市が対応するものとする。それ以外の障害及び代行者が用意した機器の不具合については、代行者が対応するものとするものとする。

なお、障害の原因が明確でないときには、市及び代行者が協議のうえ、対応方法を決定するものとする。

(利用機器の性能等)

4-6 出力装置の性能等は下記の程度とする。

大判レーザープリンタ	Ricoh-imagio MP W5100TR (A0～A3対応) 又はこれに相当する機能を有するものとする。
その他	システムの動作確認が得られること。

第5章 雑 則

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

5-1 頒布業務の履行にあたり、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守すること。

(関係法令の遵守)

5-2 代行者は、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。

(頒布状況の報告)

5-3 頒布状況の市への報告は、下記のとおりとする。

(1) 毎月の頒布状況については、市が別に定める報告書を毎月末日現在で作成し、翌月5日(5日が川崎市の休日に当たるときは、次の開庁日)までに都市計画課長あてに提出すること。

(2) 上記の事務処理については、市が記載内容等を確認する必要がある場合、代行者は書類の提出等に協力すること。

別紙1

種類	精度管理項目	精度管理基準
都市計画基本図及び旧地形図の複製	1 複写濃度 2 ボケ・ムラ 3 画線の再現性 4 汚れ、変色の有無	・精度管理項目の4項目について特に留意すること。 ・不適當なものは、再作成すること。

別紙2

種類	精度管理項目	精度管理基準
密着・引伸印画、部分引伸印画	1 階調 2 鮮鋭さ 3 粒状性 4 ハイライト部及びシャドー部の再現性 5 画像の歪み	・写真判読作業に適合するものとして下記の4項目について留意すること。 (1) 階調は豊富であること。 (2) カラーバランスは良好であること。 (3) 鮮鋭さはシャープであること。 (4) ハイライト部及びシャドー部は鮮明であること。